

令和2年度社会福祉法人アンビシャス 特定処遇改善加算の取り扱いについて

R2.4月 社会福祉法人アンビシャス

特定処遇改善加算

1. 目的等 介護職員のさらなる処遇改善を図るため、勤続10年以上の介護福祉士について、月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠として、令和元年10月に新設された。
2. 対象者 社会福祉法人アンビシャスに勤務する全職員
3. 配分方法 職員を3区分に分類し、次の配分比率に基づき、支給する。
 区分1 経験・技能のある介護職員（勤続10年以上の介護福祉士）
 区分2 その他の介護職員（区分1以外の介護職員）
 区分3 区分1、2以外の職員（事務員、相談員等）
 職員区分 区分1 + 区分2 + 区分3
 配分の比率 2 : 1 : 0.5
4. 支給方法 月例の手当 + 賞与（非常勤職員は時間給加算）
 1) 区分毎に職制（「総合施設長・部長・管理者」、「主任・主任補佐」、「一般職員」）に応じて手当額を算定する。
 2) 手当額は、毎年度当初に在籍する職員数により算定し、支給額を決定する。

4. 手当額

	区分1	区分2	区分3
施設長・部長・管理者	17,000 (51,000)	8,500 (25,500)	4,250 (12,750)
主任・主任補佐	13,000 (41,000)	6,500 (20,500)	3,250 (10,250)
一般職員	9,000 (31,000)	4,500 (15,500)	2,250 (7,250)

（単位：円、月額 下段（ ）は賞与加算額）

	区分1	区分2	区分3
非常勤職員	50	25	15

（単位：円、1時間あたり）

処遇改善加算について

- ・ 「処遇改善加算」は、介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と、賃金改善に充てることを目的に創設された制度
- ・ 現在、アンビシャスは、5区分のうち最も上位の「加算Ⅰ」が適用されている。
- ・ 給与の改善（昇給）、賞与などの原資とし、職員の処遇改善に充てている。